



警戒情報

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第124号)

配信日 平成29年1月25日

長崎県消費生活センターからの情報です。

### エステ店での高額契約

#### 〈相談事例〉

2週間前、友人に付き合っってエステ店に行き、友人を待っている間に肌のチェックを受けた。店員から「将来シミになる」と言われ驚いていると、「1年間はエステの無料サービスをします」と説明を受け、50万円の化粧品セットの購入契約をした。しかし、よく考えると高額で支払えない。解約を頼んだが再度説得され、解約してもらえなかった(20代、女性)

#### 〈消費者センターからのアドバイス〉

- 20歳を過ぎたばかりの社会経験の少ない消費者が、トラブルに巻き込まれるケースが続いています。無料体験をきっかけに、数百万円の化粧品購入や代理店契約をし、ローン返済に行き詰る深刻なケースもあります。
- 事例の業者は、化粧品セットの契約でありエステはサービスと主張しました。しかし、実態は化粧品とエステの提供が一体の契約であるため、特定商取引法に定める「特定継続的役務提供」に当たると判断しました。契約書面の交付がなかったことを理由に、クーリングオフの手続きを支援しました。粘り強く交渉した結果、最終的には無条件解約で合意しました。
- エステティックサービスは、契約金額が5万円以上で、かつ契約期間が1ヶ月以上を超える場合、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリングオフできます。8日を過ぎても契約期間内であれば中途解約できます。契約は、支払い能力も含め慎重に検討してください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)